

(3) 工業用水道料金

平成26年4月1日から施行（1m³あたりの税抜料金）

基本水量又は特定水量	基本料金	基本使用料金	特定料金	特定使用水量	超過料金
300m ³ ／日未満	34円	4円	34円	4円	47円
300m ³ ／日以上	19円50銭	4円	19円50銭	4円	47円

(注) 1 基本料金は、基本水量について適用し、使用水量にかかわらず、基本水量の1月分で算定する。

地域経済の振興その他考慮すべき特別の事情があると認められる工業用水の給水については、基本料金を一定期間減額することができる。（基本料金の特例）

2 基本使用料金は、基本使用水量について適用する。

3 特定料金は、特定水量について適用し、使用水量にかかわらず、特定水量の1月分で算定する。

4 特定使用料金は、特定使用水量について適用する。

5 超過料金は、次に掲げる水量のうち最高の水量により算定する。

(1) 超過水量

(2) 時間最高給水量を超えて使用したとき、その最大の1日換算水量から、基本水量または特定水量を差し引いた水量

(3) 基本水量または特定水量（毎時均等）を超えて使用した時間の合計が所定の時間を超えたとき、時間最高給水量の1日換算量から、基本水量または特定水量を差し引いた水量

※工業用水道料金は、上記の表により算出した額に100分の108を乗じて得た額を料金とする。（1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。）

